エコマーク商品類型 No.140

「詰め替え容器・省資源型の容器 Version1.2」
認定基準書

—適用範囲—

A. 詰め替え容器
B. 省資源型の容器（食用油容器）

制　定　日　　2007 年 7 月 2 日
有 効 期 限　　2012 年 6 月 30 日

(財)日本環境協会
エコマーク事務局

エコマーク商品類型 No. 140「詰め替え容器・省資源型の容器」認定基準書

A. 詰め替え容器

（財）日本環境協会
エコマーク事務局

1. 認定基準制定の目的

家庭ごみの中で容器・包装廃棄物は約 6 割を占めており、その削減は大きな課題である。本商品類型は、詰め替え、分別という環境配慮のための行動へと消費者を誘導することで、省資源、廃棄物削減を図ることを目的としたものである。エコマークは、製造事業者に、より環境負荷の低い製品開発を促す側面と、消費者の環境配慮製品の選択を支援する側面とがあるが、本商品類型では消費者への働きかけに重点を置いている。そのため、認定基準設定にあたっては、基準に適合する設計とするために使いやすさが損なわれるといったことが無いように配慮した。また、消費者の環境に配慮した購買および廃棄行動を促すよう、情報提供に関する項目も認定基準に取り入れた。

2. 適用範囲

本体の内容物を詰め替えて本体容器を繰り返し使うことを目的とした、詰め替え用の内容物を充填した容器。

ただし、内容物が環境保全上著しく不適切とエコマーク審査委員会において判断されるものについては適用範囲としない。

3. 用語の定義

処方構成成分	製品に特性を付与する目的で、意図的に加えられる成分をいう。製造プロセス上、不可避的に混入する不純物成分は含まない。
詰め替え使用	詰め替え容器に充填された内容物を本体に詰め替えて使用すること。
プラスチック	単一もしくは複数のポリマ材料と、特性付与のために配合された添加剤、充填材等からなる材料。
ポリマ	プラスチック中の主な構成成分である高分子材料。
本体	内容物を充填した状態で販売され、その内容物を使用する期間中、容器として機能するもの。ただし同一の内容物を充填した詰め替え製品があるものを指す。

4. 認定の基準と証明方法

各基準項目への適合の証明については、付属証明書を提出すること。

4 - 1. 環境に関する共通基準と証明方法

(1) 容器の重量は、表 1 の基準を満たしていること。

表 1 内容物に対する容器重量

内容物	容器の内容量	内容物 1ℓ（あるいは 1000g）あたりの容器重量
液体、粒体、粉体	詰替え容器の内容量≦本体の内容量	25g 以下
	詰替え容器の内容量＞本体の内容量	40g 以下
その他	－	50g 以下

【証明方法】※証明者＝申込者
製品の容器重量：A（g)、内容物体積：B（ℓ）、内容物 1ℓ あたりの容器重量（A／B）を付属証明書に記載すること。なお、内容物が粒体・粉体の場合の内容物体積は、製品出荷時の嵩（かさ）［体積］を用いること。また、内容物が「その他」の場合は、体積（B）を重量（g）に置き換え、内容物 1000g あたりの容器重量（A／B×1000）が基準値を満たすことでも良い。

(2) 申込商品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など（以下、「環境法規等」という）を順守していること。

また、申込日より過去 5 年間の環境法規等の順守状況（違反の有無）を報告すること。なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

【証明方法】※ 証明者＝最終製品製造工場
最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに関し、申込製品を製造する事業代表者もしくは当該工場長が発行する証明書(環境法規等の名称一覧の記載または添付)を提出すること。
また、過去 5 年間に行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下の a.および b.の書類を提出すること。

a. 違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの)

b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の 1)～5)の資料(記録文書の写し等)
1) 工場が立地している地域に関係する環境法規等の一覧
2) 実施体制(組織図に役割等を記したもの)
3) 記録文書の保管について定めたもの
4) 再発防止策(今後の予防策)
5) 再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果)

(3) 製品（ラベル等）に使用する印刷インキについては、印刷インキ工業連合会「印刷インキに関する自主規制（ネガティブリスト規制)」で規制されている物質を処方構成成分として添加しないこと。

【証明方法】※ 証明者＝申込者
ネガティブリスト規制に適合していることを付属証明書に記載すること。

(4) 本体製品や包装、取扱説明書、パンフレット等に詰め替え使用のための製品が購入可能であることを記載すること。

【証明方法】※ 証明者＝申込者
記載内容を報告すると共に、本体製品あるいは包装、取扱説明書、パンフレット等の該当記載部分の分かる写真、設計書もしくは説明書を提出すること。

(5) 容器に使用されるプラスチック材料は、ポリマ骨格にハロゲンを含むプラスチックを処方構成成分として添加していないこと。

【証明方法】※ 証明者＝申込者
製品に使用されるプラスチック材料について、ポリマ骨格へのハロゲン元素の添加の有無を付属証明書に記載すること。

4 - 2. 材料に関する基準と証明方法

容器を構成する主材料として、プラスチック材、紙材のいずれかを容器全体重量の70%以上使用しているものについては、該当する以下 A または B のいずれかを選択し、適用する。また、それ以外の製品については C を適用する。

A. プラスチックを主材料とする製品

(6) 容器の製造において、特定フロン（CFC5 種)、その他 CFC、四塩化炭素、トリクロロエタンおよび代替フロン（ここでは HCFC をさす）を使用しないこと。

【証明方法】※ 証明者＝製造工程担当事業者
本項目への適合を付属証明書に記載すること。および、製品に使用されるプラスチック材料を製造する事業者または製品を組み立てる事業所の責任者または工場長の発行する証明書を提出すること。

(7) 容器にプラスチック材料を使用する場合、使用する可塑剤、色材、安定剤、滑剤などのプラスチック添加物は、ポリオレフィン等衛生協議会など(財)日本環境協会が認めるポジティブリストに従うこと。ただし、食品、化粧品、医療関連などを内容物としない製品において、ポジティブリストに挙げられていないプラスチック添加物を使用する場合には、その添加剤が ISO 8124-3（一致規格：88/378/EEC EN71-3）に定める有害物質の要件を満たすことで良い。

【証明方法】※ 証明者＝製造工程担当事業者または第三者試験機関
製品に使用する可塑剤、色材、安定剤、滑剤などのプラスチック添加物が、ポリオ

レフィン等衛生協議会など(財)日本環境協会が認めるポジティブリストに従っていることの証明書を提出すること。ポジティブリストに挙げられていないプラスチック添加物については、ISO 8124-3（一致規格：88/378/EEC EN71-3）に定める有害物質の要件を満たすことの試験結果を提出すること。

(8) 容器に使用する接着剤は、日本接着剤工業会の自主規制(ラミネート接着剤に関するネガティブリスト)に従うこと。

【証明方法】※ 証明者＝申込者
ネガティブリスト規制に適合していることを付属証明書に記載すること。

(9) 容器の処方構成成分としてカドミウム、鉛、六価クロム、水銀およびそれらの化合物を添加しないこと。

【証明方法】※ 証明者＝申込者
製品の製造において、該当する化学物質が処方構成成分として添加していないことを示す証明書を提出すること。

(10) 食品、化粧品、医療関連を内容物とする製品は、製品の処方構成成分として IARC によって 1、2A、2B に分類されている物質を添加しないこと。ただし、製造工程において、重合反応によりポリマを形成させる用途で使用される化学物質（塩化ビニルモノマ、スチレンなど）を除く。

【証明方法】※ 証明者＝申込者
申込商品が本基準項目に該当するかどうかを付属証明書に記載し、該当する場合は、製品の製造において、各基準項目に定める化学物質が処方構成成分として添加していないことを示す証明書を提出すること。

(11) 食品、化粧品、医療関連などを内容物とする製品は「食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号)」に定める有害物質の要件を満たすこと。

【証明方法】※ 証明者＝第三者試験機関、申込者、または製造事業者など
製品が、該当する有害物質の要件を満たすことの試験結果を提出すること。

B. 紙を主材料とする製品

(12) 原紙に使用するアゾ着色剤に関しては、1 つ以上のアゾ基の還元分解によって、表 2 のアミンの 1 つ以上を生成する可能性のあるアゾ着色剤（染料または顔料）を使用しないこと。または、使用のある場合は、表 2 に記載されたアミンの 1 つ以上が原紙 1kg 当たり 30mg を超えて検出されないこと。

表 2　アゾ基の分解により生成してはならないアミン

	化学物質名	CAS No.
1	4-アミノジフェニル	92-67-1
2	ベンジジン	92-87-5
3	4-クロロ-*o*-トルイジン	95-69-2
4	2-ナフチルアミン	91-59-8
5	*o*-アミノアゾトルエン	97-56-3
6	2-アミノ-4-ニトロトルエン	99-55-8
7	*p*-クロロアニリン	106-47-8
8	2,4-ジアミノアニソール	615-05-4
9	4,4'-ジアミノジフェニルメタン	101-77-9
10	3,3'-ジクロロベンジジン	91-94-1
11	3,3'-ジメトキシベンジジン	119-90-4
12	3,3'-ジメチルベンジジン	119-93-7
13	3,3'-ジメチル-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	838-88-0
14	*p*-クレシジン	120-71-8
15	4,4'-メチレン－ビス－（２－クロロアニリン）	101-14-4
16	4,4'-オキシジアニリン	101-80-4
17	4,4'-チオジアニリン	139-65-1
18	*o*-トルイジン	95-53-4
19	2,4-トルイレンジアミン	95-80-7
20	2,4,5-トリメチルアニリン	137-17-7
21	*o*-アニシジン	90-04-0
22	4-アミノアゾベンゼン	60-90-3

【証明方法】※ 証明者＝製造工程担当事業者
製紙事業者の発行する以下の 1),2),3)のいずれかの証明書を提出すること。
1) 原紙 1kg 当たり 30mg を超えた該当アゾ着色剤の添加がないことの証明書
2) 計算上、すべての可能性において、表 1 のアミンの 1 つ以上が原紙 1kg 当たり 30mg を超えて検出されないことを示す証明書
3) ドイツ食品日用品法第 35 条に基づく公的試験法集成で定められた分析方法により別表 1 のアミンの 1 つ以上が原紙 1kg 当たり 30mg を超えて検出されないことを示す証明書

(13) パルプの漂白工程において、塩素ガスを使用しないこと。

【証明方法】※ 証明者＝製造工程担当事業者
製紙事業者の発行する証明書を提出すること。

(14) 食品、化粧品、医療関連などを内容物とする製品は蛍光物質および PCB を含有しないこと。内容物が紙以外の材料と接する場合は「食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）」に定める有害物質の要件を満たすこと。

【証明方法】※ 証明者＝第三者試験機関、申込者、または製造事業者など
以下の 3 点について試験結果を提出すること。
1. 蛍光物質を使用した器具または容器包装の検査法について（昭和 46 年 5 月 8 日 環食第 244 号）
2. 蛍光物質を使用した器具又は容器包装の検査法について（平成 16 年 1 月 7 日 食安基発第 0107001 号／食安監発第 0107001 号）

3. 容器包装中の PCB 分析法について（昭和 47 年 10 月 26 日　環食化第 385 号）
　内容物が紙以外の材料と接する場合は、該当する有害物質の要件を満たすことの試験結果を提出すること。

C.「A」および「B」に含まれない製品

「A」および「B」に含まれない製品については、プラスチックの使用部分については 4‐2‐A、紙の使用部分については 4‐2‐B を満たすこと。

4‐3. 品質に関する基準と証明方法

(15) 容器の品質については、業界の自主的な規格または自社規格を満たすものであること。

【証明方法】※ 証明者＝申込者
　業界の自主規格または自社規格に関しては、申込者による証明書類を提出すること。

5. 商品区分、表示など

(1) 商品の申込は、ブランド名毎とする。

(2) マーク下段の表示は、下記に示す環境情報表示とする。なお、エコマーク商品認定・使用申込時にエコマーク表示箇所および表示内容を提出すること。環境情報表示は左揃えの表示を矩形枠で囲んだものとし、「詰替用の省資源容器」とする。
　エコマーク商品類型 No.31「詰め替え使用品のための容器」の認定商品に限っては、本商品類型のマーク下段表示においても、これまでどおり前商品類型でのマーク下段表示およびその認定番号を記載することも可とする。
　以下に、一例を示す。

（株）××××(エコマーク使用契約者名)
エコマーク認定番号
第○○○○○○○○○○号(数字のみでも可)

(3) エコマークの表示は、エコマーク事業実施要領に基づき別に定める「エコマーク使用規定第 7 条」に従い、使用すること。

(4) 申込商品は、原則として「難燃剤」、「抗菌剤」の使用のないこと。また、「生分解性プ

ラスチック」の表示のないこと。ただし、特別な事由により使用または表示する場合においては、「エコマーク事業実施要領」に基づく「難燃剤」、「抗菌剤」および「生分解性プラスチックの表示」に関する規定を満たすこと。具体的には、エコマーク商品認定・使用申込書に使用の有無を記載の上、使用のある場合には別紙で規定の書類を添付すること。

2007 年 7 月 2 日	制定(Version1.0)
2007 年 12 月 13 日	改定（分類 A.環境に関する共通基準と証明方法(4)、解説 E-7）
2008 年 8 月 21 日	改定（分類 A.環境に関する共通基準と証明方法(1)(2)、分類 B.環境に関する共通基準と証明方法(3) 、解説 A-1）
2012 年 6 月 30 日	有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。